

子ども・若者への相談支援体制の拡充を 図るための活動を募集します

【令和5年度子ども・若者への相談支援活動スタートアップ事業 募集要項】

1 趣旨

県では、鹿児島市内に「かごしま子ども・若者総合相談センター（以下「子若センター」という。）」を設置し、不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が抱える悩みや問題の相談に対応しています。

子若センターでは、相談対応の一環として訪問支援を行っていますが、現在の人員体制では県下全域の相談者に対応することは困難な状況になっています。

また、子若センターの遠方に居住する相談者は、精神的又は経済的状况によっては、気軽に相談のため来所することが困難な状況にあります。

子ども・若者への相談支援活動スタートアップ事業は、県内各地域で子ども・若者への相談支援に取り組む団体等の活動を促進し、子若センターや他の相談機関等との連携体制の拡充を図ることを目的に実施するものです。

2 応募できる団体等

応募できるのは、地域コミュニティ組織やNPO法人、ボランティア団体等、その他任意の非営利団体で次の要件を全て備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

- (1) 県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同等の活動実績があると認められること。なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含める。
- (2) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (6) その他法令等に違反がないこと。

3 対象となる事業

募集の対象となる事業は、県内で団体等が実施する①相談対応事業、②訪問支援事業、③居場所の運営事業です。①から③のいずれか1つ以上の事業について、新たに開始する団体、又は、事業の拡充を行う団体に対して補助を行います。

なお、事業実施後は子若センターや他の相談機関等と連携して、相談者へのフォローアップなどにも取り組んでいただきます。

【想定される事業例】

ア ①相談対応事業

【新たに開始する場合】

(例)・初めて、①相談対応事業に取り組む

【拡充する場合】

(例)・相談対応の回数を増やす(月1回を月2回へ)

・相談体制を強化する(ボランティアスタッフを増やす、相談コーナーを設置、または増設し、相談できる人数を増やす)

イ ②訪問支援事業

【新たに開始する場合】

(例)・初めて、②訪問支援事業に取り組む

・今までは、①相談対応事業のみ実施していたが、②訪問支援事業を開始する

【拡充する場合】

(例)・訪問支援の回数を増やす(月1回を月2回へ)

ウ ③居場所の運営事業

【新たに開始する場合】

(例)・初めて、③居場所の運営事業に取り組む

・今までは、①相談対応事業のみ実施していたが、③居場所の運営事業を開始する

【拡充する場合】

(例)・居場所の運営回数を増やす(月1回を月2回へ)

・居場所としての学習支援の実施回数を増やす(ボランティアスタッフを増やす)

※ ③居場所の運営事業については、令和3年度「高校生・大学生によるコロナ禍の居場所づくり事業」及び令和4年度「困難を抱える子どものつながりの場運営事業」も参考にすること。(県のホームページに掲載しています。)

・令和3年度「高校生・大学生によるコロナ禍の居場所づくり事業」

(URL) <http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/ibasyonotukurikata.html>

ホーム>健康・福祉>青少年>若者自立支援対策>
若者自立支援対策について>子ども・若者が主役 高校生・大学生による居場所のつくり方



・令和4年度「困難を抱える子どものつながりの場運営事業」

(URL) <http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/r4tunagari.html>

ホーム>健康・福祉>青少年>若者自立支援対策>
困難を抱える子ども・若者のための居場所「子ども・若者ホッとスペース」の報告書について



なお、次のいずれかに該当する事業については、対象となりません。

- ・ 本事業以外で国や県及び市町村その他の団体等の助成を受ける事業
- ・ 施設の整備・改修や設備・備品の購入を主たる内容とする事業(団体等の財産形成を目的とする事業)
- ・ 営利を目的とする事業

4 補助対象期間，補助対象経費，補助率及び補助限度額

(1) 補助対象期間は，1 団体あたり 3 か年度以内です。

※ 補助金の交付は年度ごとに実施しますので，複数年度にわたる場合は各年度ごとに交付申請が必要となります。

また，後年度の事業に対する補助は，事業の実施状況・県の予算措置に応じて変動するものであり，補助金の交付を確約するものではありません。

(2) 補助対象経費は，事業を実施するために直接要する経費とし，以下に定めるものとします。

区 分	摘 要
謝金	外部相談員，ボランティアスタッフ等に対する謝金等
旅費	研修旅費（研修に伴う参加料等を含む），相談支援活動旅費，講師及び外部相談員等の交通費等
消耗品費	消耗品の購入費
印刷製本費	パンフレットやチラシ，資料等の印刷製本費
通信運搬費	電話代，郵送代，機材運搬費等
使用料及び賃借料	会場借上料，リース料等
設備・備品購入費	当該事業の目的を達成するために真に必要不可欠かつ，事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限る。（上限額は原則として補助対象経費の 2 分の 1 以内）
保険料	ボランティア保険料，参加者活動保険等
その他の経費	その他知事が必要と認めた経費

※ 事務所の維持費や事務局職員の人件費等，団体等の経常的な管理運営経費は補助対象経費となりません。

(3) 補助率及び補助限度額

補助対象期間	補助率	補助限度額
1 年目	補助対象経費の 4 分の 3 以内	750 千円（千円未満の端数は切り捨て）
2 年目	補助対象経費の 2 分の 1 以内	500 千円（千円未満の端数は切り捨て）
3 年目	補助対象経費の 2 分の 1 以内	500 千円（千円未満の端数は切り捨て）

5 補助件数

4 団体程度

6 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和 5 年 6 月 1 5 日（木）～ 7 月 5 日（水）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は，7 月 5 日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 応募方法

(3) の書類を応募先まで送付（郵送または信書便に限る。）するか，直接お持ちください。

※ ファクスや電子メールでの応募は受け付けません。

※ 7 月 5 日（水）午後 5 時を過ぎてから到着した書類は，郵送で，7 月 5 日までの消印があるものを除き受け付けられません。

※ 同期限経過後は，書類の修正や追加，差し替え等には応じられません。

(3) 応募書類

ア 応募書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 添付書類

① 団体の定款，規約，又はこれに代わるもの

② 団体等の直近1年間の事業報告書及び収支計算書

③ 団体等の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料

※ 提出書類の様式（様式第1号及び第2号）は，県ホームページに掲載しますので，御利用ください。また，提出された書類はお返しできませんので御了承ください。

7 審査・選考

(1) 審査・選考

審査及び選考は，県において行います。

(2) 事業内容等の確認

審査は，応募書類の内容に基づき行います。

なお，応募書類確認のために，電話等で問い合わせることがありますが，この場合も応募書類になかった内容を追加することはできません。

(3) ヒアリング

審査に際し，応募団体に事業内容についてのヒアリングをお願いする場合があります。

(4) 審査基準

ア 事業目的の的確性

- ・ 募集の趣旨を理解した上で企画した内容であること

イ 事業内容の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり，実現可能であること
- ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること

ウ 事業の継続性

- ・ 事業終了後も，事業成果を活かした取組が行われること

エ 事業費の妥当性

- ・ 所用経費の積算が，事業内容に対し妥当なものであること

(5) 選考結果

選考結果は，全応募団体等に対して，文書でお知らせします。

(6) 実施条件

選考に当たっては，実施方法や事業費等について，条件を付す場合があります。

8 補助金の申請及び交付

(1) 補助金の交付申請

選考の結果，補助対象として決定した団体等（以下「実施団体」という。）には，次の書類を提出していただき，それに基づき補助金の交付決定を行います。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 県税の納税証明書（県税の未納がないことを証明するもので，地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）

※事前に発行に必要な書類を御確認ください。

(2) 補助金の交付

補助金は、必要に応じて8割以内を概算で支払い、残金は、事業完了後に実施団体からの実績報告を受けて支払います。

なお、補助対象経費について、精算額が予算額から減少したときは、概算払済み額によっては、補助金を一部返還していただくことがあります。

9 会計処理等

(1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。

(2) 会計帳簿類の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

(3) 財産の管理

ア 事業完了後の財産の帰属

事業の成果品は原則として実施団体に帰属します。

イ 財産の管理及び使用

本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、実施団体が、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業の目的を踏まえた有効活用を図るものとします。

なお、取得額5万円以上の機械及び機具類等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、補助事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、使用状況を報告していただくことがあります。

10 実績報告

対象となる事業が完了してから10日以内、又は、令和6年4月10日（水）のいずれか早い日までに、次の実績報告書類を提出するものとします。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支決算書

(4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し

(5) 事業の実施状況の写真（複数方向から撮影）、事業で作成した報告書・資料・チラシ等

※事業の進捗状況については、随時報告をお願いする場合があります。

※事業の終了した年度の翌年度から2年間は、知事の求めがあった場合は、活動状況を報告していただきます。

11 情報公開等

(1) 県における情報公開等

事業の実施状況及び実績の概要等を、県のホームページ等で広く紹介することがあります。

12 事業のスケジュール（令和5年度実施分）

募集	令和5年6月15日（木）～7月5日（水）午後5時まで（必着） （郵送の場合は、7月5日までの消印があるもの限り受け付けます。） ■募集要項・応募用紙の配布 県庁（青少年男女共同参画課）、各地域振興局・支庁（総務企画課）、県ホームページ
審査・選考	令和5年7月 ■応募事業の審査による実施事業の採択 ■選考結果の通知
補助金交付申請	令和5年7月 ■補助金交付申請書の提出、補助金交付決定
補助金の交付 （概算払）	交付決定日～令和6年2月末 ■概算払申請書の提出、概算払による補助金の交付
事業実施	交付決定日～令和6年3月末 ■事業計画書に基づく事業の実施
事業完了	事業完了後10日以内、又は令和6年4月10日（水）のいずれか早い日まで ■実績報告書の提出及び補助金の額の確定（精算）

13 問合せ先及び応募先

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話：099-286-2554
F A X：099-286-5541
メー ル：youth-k@pref.kagoshima.lg.jp